

事務連絡  
令和2年5月26日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局看護課

「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」の  
活用等について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う医療人材の確保については、「新型コロナウイルス感染の拡大に対応する医療人材の確保の考え方及び関係する支援メニューについて」（令和2年5月8日付け事務連絡）において、地域における医療人材の確保に関する考え方及び都道府県において対策を進めていただく際に活用可能な令和2年度の補正予算の内容等についてお示ししているところです。

今般、これに関連し、「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」を公益社団法人日本看護協会へ委託が予定しております。全国で緊急事態宣言が解除されましたが、医療機関及び宿泊療養施設等における感染者対応や帰国者・接触者相談センター等での対応等、地域の新型コロナウイルス感染症対策において看護職員の存在が求められる活動は継続的に必要であり、各都道府県におかれては、そうした活動における看護職員確保のため、本事業の積極的なご活用をお願いします。本事業の内容については別添1をご参照ください。

また、看護職員の確保対策は、各医療機関等における取組も必要ですが、地域の医療提供体制を維持するためには、それぞれの地域における人的資源の確保・活用について対策を検討することが求められます。既に、複数の都道府県において、地域内での看護職員確保に関する具体的な取組が実践されており、別添2のとおり、実践例をまとめましたのでご参考としていただくようお願いします。加えて、看護職員の派遣にあたり、医療機関等及び看護職員向けQ&Aを別添3のとおり作成しましたので、併せてご活用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症対応に関連する看護職員関係の予算等について別添4のとおりまとめておりますので、ご参照いただき、地域の実情に応じた必要な事業等をご活用くださいますようお願いいたします。

本事務連絡においてお示しする別添1～4については、新型コロナウイルス感染症への対応として地域の医療提供体制を検討する際にご活用をお願いする

ものです。感染拡大を引き続き警戒する必要がある地域においてはもちろんのこと、現時点で医療提供体制が十分に確保されている都道府県等におかれても、次なる感染拡大の可能性に備え、地域における必要な人材確保等の仕組みを整備しておく必要があることから、それらの検討を進める上でご活用ください。

**【照会先】**

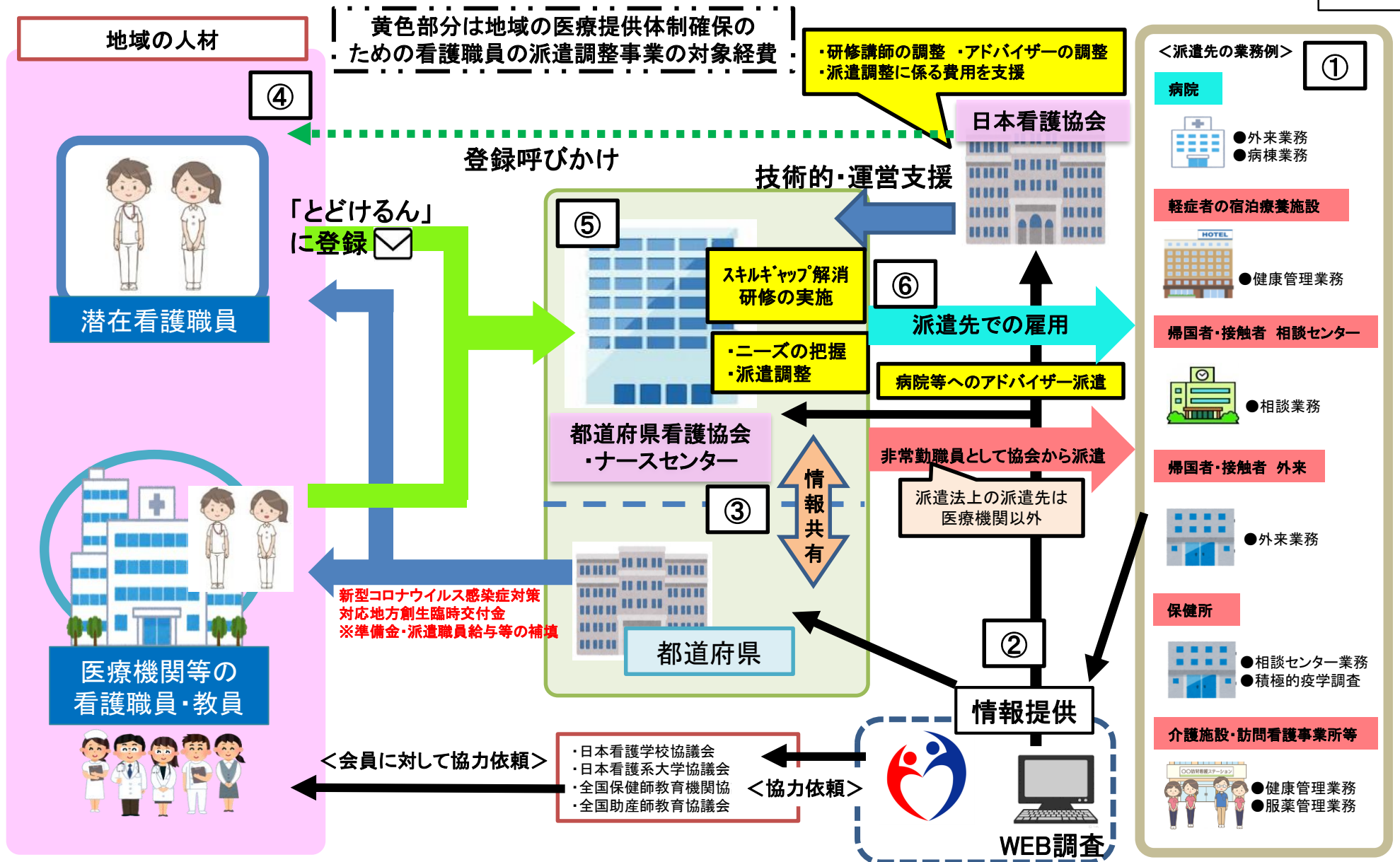
厚生労働省医政局看護課

担当者：村井

電話：03-5253-1111（内線 4171）

# 地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業(日本看護協会への委託事業)

別添1



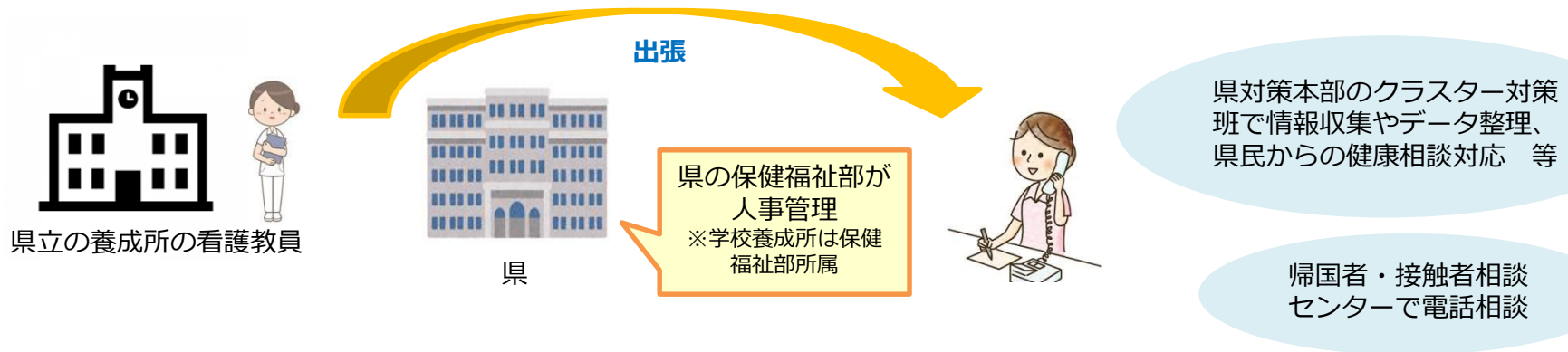
# 新型コロナウイルスに係る看護職員確保対策

## パターン1 都道府県職員間の派遣調整

都道府県立の看護学校養成所、病院等から、都道府県内の新型コロナウイルス対応施設・部署等の応援業務のために看護職員を派遣。

- 都道府県職員が都道府県職員として働くので、出向・派遣の調整を付けやすい。
- 民間病院が対象とならない。（支援を要する施設が民間の場合には適さない。）

○例1：県立の看護師学校養成所の教員が県の対策本部や帰国者・接触者相談センター等で勤務



○例2：県立病院間で、コロナ対応をしていない病院からコロナ対応病院へ看護師を派遣



# 新型コロナウイルスに係る看護職員確保対策

## パターン2 都道府県と、病院または看護協会との委託契約

都道府県が病院（新型コロナウイルス感染症の入院患者がいない病院）または看護協会と委託契約を結び、病院から軽症者宿泊施設で働く看護師を派遣。

- 1病院あたり1日1~2人/週派遣
- 県医師会のネットワークで医師の派遣が可能な病院
- 平時から報酬上の人員配置基準以上の職員を雇用しており、院内で人員を調整し派遣可能な体制に。
- 発熱外来や接触者外来開設にあわせ、病床を縮小している病院などからも派遣あり。

看護師は病院職員としての身分のまま、宿泊施設で勤務。  
同病院の医師とチーム（Dr1名、Ns2名程度）で派遣等も可能。

コロナ患者の入院がない病院



都道府県看護協会



委託契約

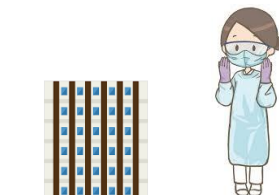
委託契約にあたっての費用は県の補正予算で確保

委託契約

都道府県



軽症者宿泊施設



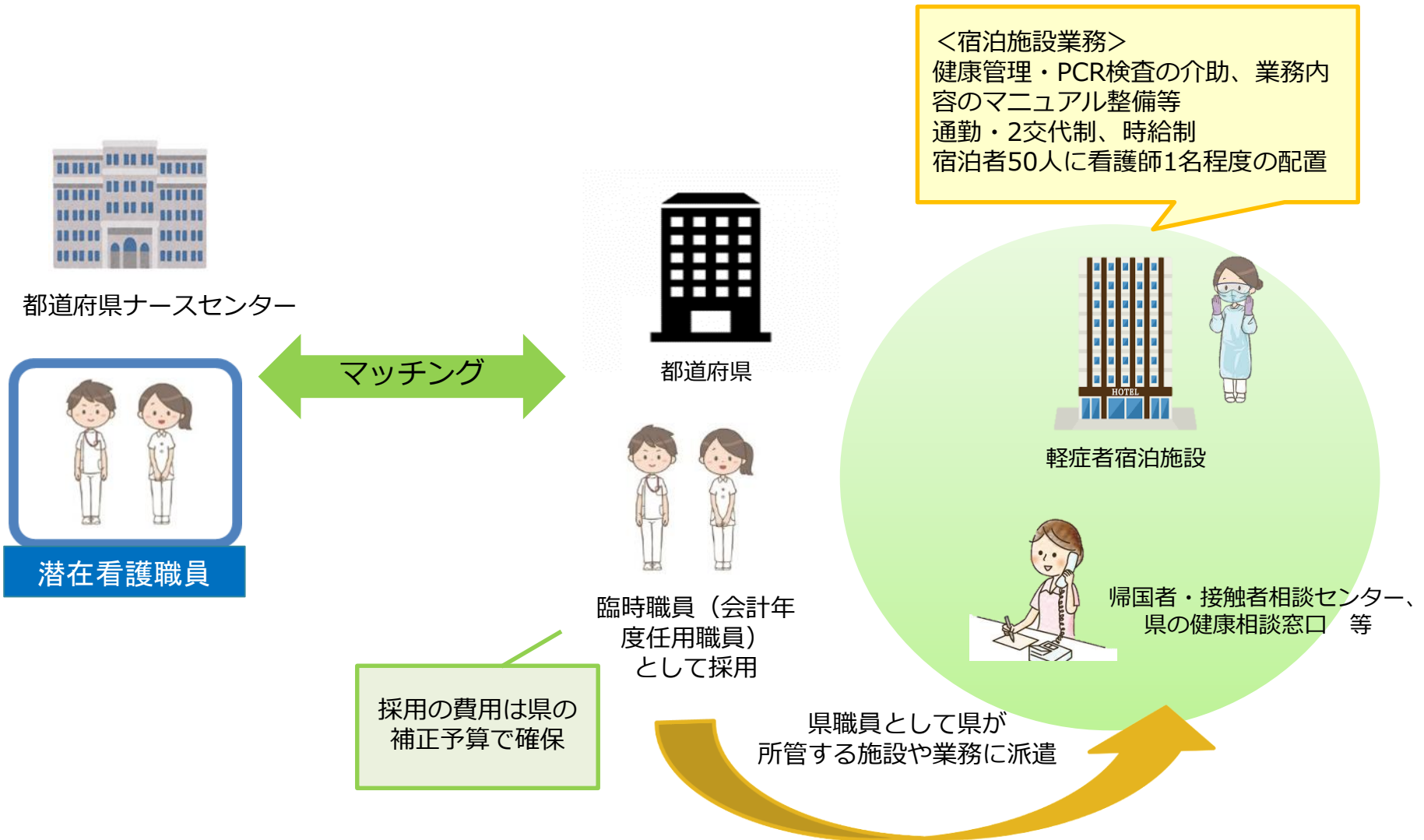
- ①職員を派遣（軽症者宿泊施設の立ち上げ・マニュアルの検討）
- ②ナースセンターに登録の看護師を雇用し、臨時職員として派遣

- コロナの影響で、海外留学が延期となり、3月末で退職したが転職活動ができないNsを県看護協会に臨時雇用。
- 災害支援ナースへの協力依頼。
- 派遣前にe-learningによる学習提供や、感染予防オリエンテーションを実施。

# 新型コロナウイルスに係る看護職員確保対策

## パターン3 潜在看護師を都道府県臨時職員として採用

都道府県がナースセンターに潜在看護師のマッチングを委託し、県の臨時職員として採用。軽症者宿泊施設等の県所管の施設に看護職を派遣。



# 新型コロナウイルスに係る看護職員確保対策

## パターン4 医療機関内の看護職就業継続支援①

新型コロナウイルス感染症に関連した、医療機関に就業する看護職の就業継続を支援するための各種対策例

コロナ患者を受け入れていない医療機関では

職員が感染せずに就業継続できるような対策が必要。

### 院内に感染を持ち込まない (拡げない)

コロナ感染やその疑い・濃厚接触等による  
休職者を発生させない

- ・ 職員の体調を定期的にチェック
- ・ 標準感染対策の必要物品を確保
- ・ 職場での三密を避ける
  - 例) 会議等の中止・延期・オンライン化の検討、  
職員休憩室や食堂・売店等の使用方法の検討
- ・ 通勤等による感染リスクを回避する
  - 例) 時差出勤、テレワークの導入、  
職場近隣の宿泊場所を提供
- ・ 感染者が出た場合の影響を最小限に回避
  - 例) シフトの固定化  
(一緒に働く職員を固定)

等

### 新型コロナへの社会的対策・ 反応に伴う対応

各種休業要請や外出自粛、医療従事者への  
風評等へ対応し、就業継続を支援する

- ・ 院内保育等、職員の子どもの保育の場を確保
- ・ 学童の受け入れ時間等に合わせた出勤時間の調整、  
時短勤務の導入
- ・ 職員家族の体調不良（コロナ感染疑い等）時の  
休暇取得支援
- ・ 職員の精神的ストレスの軽減・緩和
  - 例) 医療従事者への支援や応援に関する情報提供

等

# 新型コロナウイルスに係る看護職員確保対策

## パターン4 医療機関内の看護職就業継続支援②

コロナ患者を受け入れている医療機関では

勤務体制の整備と、積極的な人員の集約・確保対策が必要。

どんな人員の確保が必要？

- コロナ感染者の直接対応者
- コロナ対応に必要なスキルを持つ看護師（例：感染管理認定看護師、ICU勤務経験者等）
- 非コロナ感染患者の対応と比べ、追加で必要な人的資源量を試算し、不足人員を補強

### コロナ対応に係る重点的な人員の投入

<組織内での確保>

- ・コロナ非対応部署からの応援体制の検討
- ・応援を出すための業務整理  
必要時、病棟・外来・手術の縮小等も検討
- ・看護職の業務の洗い出しとそれ以外の業務の  
タスクシェア/シフト

<組織外からの確保>

- ・都道府県ナースセンターの活用
- ・法人やグループ内での流動的な人事  
（県立病院間なども含む）
- ・退職した看護職員の再雇用

等

応援人員を確保する際に…

- 応援人員が行う業務の整理  
例）コロナの直接対応？後方支援？
- 雇用契約の内容検討
- 契約期間の検討
- 求人方法の工夫 等

### 職員の安全と健康を守る

院内感染拡大や対応職員の疲弊を回避し、コロナ感染やその疑い、精神的負担による休職者の発生・増加を防ぐ

- ・職員の体調チェック
- ・感染防護具の確保やゾーニング、感染防御対策の指導と実施状況のチェック
- ・勤務計画の弾力的な検討（1回あたりの就業時間短縮や勤務間インターバルの確保等）
- ・コロナ関連の対応者や感染した職員の精神的ストレスへの対処 等

### コロナ対応に係る雇用・労務管理関連の特別な措置

職務上感染リスクの高い職員への特例的対応

- ・コロナ感染者対応職員のための職場近隣の宿泊場所の確保（宿泊費用の援助含む）
- ・コロナ感染者対応職員への特別手当や特別休暇の検討
- ・感染した職員の休業補償

等



新型コロナウイルス感染症により人手不足となっている医療現場等への  
復帰等をお考えの方へ ー医療現場での就労に関する Q&Aー  
【5月26日時点版】

**【Ⅰ 現場復帰する際の問い合わせ先について】**

1. 現在、就業していない、もしくは休業中であり、新型コロナウイルス感染症対策に協力したいと思っています。そういった場合、どこに問い合わせれば良いですか。

(答)

- 看護職員については、「都道府県ナースセンター」が、新型コロナウイルス感染症対策の看護職の確保等の窓口となっています。まずは、お住まいの「都道府県ナースセンター」へお問い合わせ下さい。
- また、ハローワークにおいても、医療専門職種の資格をお持ちの方の医療機関等への就職を支援しています。お近くのハローワークへお問い合わせ下さい。

【ハローワーク】リンク先↓

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

【都道府県ナースセンター】リンク先↓

<https://www.nurse-center.net/nccs/scontents/eNursecenter/PrefNClst.pdf>

**【Ⅱ 交通費・宿泊費について】**

1. 勤務先の医療機関等へ移動する際に発生する交通費や宿泊が必要になった場合の宿泊費の負担はどうなりますか。

(答)

- 交通費や宿泊費の費用の支払い方法につきましては、勤務先の医療機関もしくは勤務先の医療機関等が所在する都道府県※<sup>1</sup>までご確認ください。

※1：都道府県によっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用してかかった費用が支給される場合もあります。

**【Ⅲ 勤務中に感染した場合の補償等について】**

1. 勤務中に新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となりますか。

(答)

- 業務に起因して、新型コロナウイルスに感染した場合、原則として労災保険給付の対象となります<sup>※2※3</sup>。
- 労災保険給付の請求手続きについては、労働基準監督署までご相談下さい。

※2：「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取り扱いについて」（基補発0428第1号）（令和2年4月28日）において、患者の診療若しくは、看護の業務に従事する医師、看護師等が新型コロナウイルスに感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、原則として労災保険給付の対象となるとされています。

※3：業務起因性が認められず、労災保険給付の対象とならないときは、傷病手当金の対象となります。

傷病手当金は、被用者保険に加入されている方であれば、療養のために業務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給されます。

また、国民健康保険に加入する方については、市町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。具体的な申請手続き等の詳細については、加入する保険者にご確認ください。

## 2. 勤務中に新型コロナウイルスに感染した場合、医療費はどうなりますか。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症患者を診療後に発熱などがあり、PCR検査で陽性だった場合、感染症法の規定に基づいて入院費などが公費で支払われます。

### 【IV 休業時の対応等について】

- 1. 就業先との雇用関係は継続していますが、業務縮小のため休業中であり、休業手当が支給されています。このような場合に、新型コロナウイルス感染症対策に協力するため、他の医療機関等で勤務することは出来ますか。

(答)

- 就業先の業務縮小のために休業しており、当該期間中に就業先から労働基準法第26条に基づく休業手当を受けている場合でも、法令上、休業期間中に

他の就業先で勤務することが禁止されるものではありませんが、トラブル防止のため、休業期間中の対応や、他の事業場で勤務することに関するルールについて、就業先との労働契約の内容や就業先の就業規則などをよく確認するとともに、事前に就業先と十分に話し合っておくことが重要です。

2. 現在、育児休業期間中であり、育児休業給付金の支給を受けています。新型コロナウイルス感染症対策に協力するため、現在の勤務先もしくは、他の医療機関等で勤務することは出来ますか。

(答)

- 育児・介護休業法の育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であるため、恒常的・定期的に就労する場合には、育児休業をしていることになりませんので留意して下さい。
- しかし、就業先との話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、一時・臨時的に現在の就業先で就労することは可能です。育児休業中の就労が一時・臨時的であって、就労後も育児休業をすることが明らかであれば、職場復帰とはせず、支給要件<sup>※4</sup>を満たせば育児休業給付金の支給対象となります。
- また、現在の勤務先が公的な医療機関等であり公務員である場合には、上記の内容は適用されませんので、現在の勤務先と十分に相談して下さい。

※4：なお、1支給単位期間において、就労している日数が10日（10日を超える場合は、就労している時間が80時間）以下であることが必要です。

この就労した日数・時間は、在職中の事業場以外で就労した分も含まれません。

なお、育児休業期間中に他の医療機関等で就労することについては、育児・介護休業法の育児休業は子の養育を行うための休業であるという趣旨から望ましくないことに留意して、事前に現在の勤務先と十分に相談して下さい。

3. 現在、失業中であり、雇用保険（基本手当）（いわゆる失業手当）を受給しています。新型コロナウイルス感染症対策に協力するため、医療機関等で勤務したいと考えていますが、雇用保険（基本手当）への影響はありますか。

(答)

- 医療機関等での勤務形態が雇用保険の加入条件を満たす場合<sup>※5</sup>は就職となり、雇用保険（基本手当）が受けられなくなることが考えられます。

- また、短時間・短期間のアルバイトやパートなどの形態で勤務した場合でも、仕事をした日は雇用保険（基本手当）の支給対象とならなかったり、収入額により減額される場合がありますので、必ず失業認定申告書に記載の上、申告が必要です。
  - 雇用保険の手続きを行ったハローワークにご確認の上、勤務が可能かどうかご検討下さい。
- ※5：31日以上引き続き雇用されることが見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合となります。

## 【V その他】

1. 勤務先が居住地とは違う都道府県にある場合、都道府県を超えた移動をしても良いですか。

(答)

- 勤務先及びお住まいの都道府県等の自治体における新型コロナウイルス感染症対策に係る方針等をご確認いただき、感染の拡大防止に対する行動を取っていただいた上での移動をお願いします。

2. 勤務終了後に、一定期間自宅待機が必要になる等、制限を受けることはありますか。

(答)

- 「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について」（令和2年3月11日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においては、  
 全ての患者の診療において、標準予防策であるサージカルマスクの着用と手指衛生の取組の徹底が求められています。  
 併せて、新型コロナウイルス感染症患者の診療に際して講じるべき感染予防策※6が示されています。
- 原則として、診療した患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが後に判明した場合であっても、当該通知に基づいた感染予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないとされています。

※6：新型コロナウイルス感染症患者（同感染症が疑われる者も含む。以下同じ）を診察する際の感染予防策について

- ・新型コロナウイルス感染症患者に対しては、標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施すること。

- ・同患者の鼻腔や咽頭から検体を採取する際には、サージカルマスク等、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者に対し、エアロゾルが発生する可能性のある手技（例えば気道吸引、下気道検体採取等）を実施する場合は、N95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン及び手袋を装着すること。
- ・同患者の診察において上記感染予防策をとることが困難である場合は、最寄りの帰国者・接触者外来に紹介すること。
- ・基本的にシューズカバーをする必要はないこと。
- ・個人防護具を着用中また脱衣時に眼・鼻・口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施すること。

3. 新型コロナウイルス対策に協力するにあたり、子どもを保育所等に預けたいと思っています。現在は預かってもらっていないのですが、預かってもらえますか。

（答）

- 「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」（令和2年4月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、子ども家庭局総務課少子化総合対策室、保育課、子育て支援課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者等の確保のため、市区町村に対し、医療従事者等の子どもの預かりが必要な場合の対応をお願いしています。  
利用可能な預かり対応等の具体的内容につきましては、お住まいの市区町村へご相談下さい。
- また、勤務先の医療機関等によっては、施設内保育所や臨時的に学童保育が設けられている場合もありますので、勤務先の医療機関へのご確認をお願いします。

# 新型コロナウイルス看護職員関係予算等

## ① 令和2年度補正予算

○ 派遣調整事業(日看協へ委託)  
**看護職員の代替職員の確保**

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 (補助率:国1/2、都道府県1/2)
  - 新型コロナウイルス感染症対策事業  
**医療従事者の宿泊施設**
  - 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業  
**重症者に対応可能(ECMOや人工呼吸器)な医療従事者の派遣支援**
  - DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業  
**医療チームの派遣支援(クラスター)**
  - 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業  
**救命救急センター等への医療従事者の派遣支援**

○ 病院内保育所等の対応に係る財政支援事業 (補助率:国1/3、事業者2/3)  
**追加的に実施する学童保育に要する経費**

## ② 令和2年度補正予算以外

**新型コロナウイルス対策に関わらずにある既存事業**

- 令和2年度予算
  - 中央ナースセンター事業(日看協へ補助)  
**ナースセンター支援**
  - 地域医療介護総合確保基金  
〈離職防止を始めとする看護職員の確保対策の推進〉  
**離職防止と確保**

**人員配置に応じた診療報酬の引き上げ**  
(感染症の患者に直接向き合う看護職員をはじめとする医療従事者に、危険手当が支給されることを念頭に置いたもの)

# 令和2年度補正予算について(看護職員関係)

令和2年度補正予算(新型コロナウイルス感染症緊急経済関係経費) 255,655億円

I 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発雇用の維持と事業の継続 18,097億円

○ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(厚労省交付金) うち、1,490億円

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業
- ・ 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
- ・ DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(内閣府交付金) うち、10,000億円

○ 地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業 うち、2.7億円

II 雇用の維持と事業の継続 194,905億円

- ・ 小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業 うち、2.7億円

〈参考〉

III 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復 18,482億円

IV 強靱な経済構造の構築 9,172億円

V 今後への備え(新型コロナウイルス感染症対策予備費) 15,000億円

〈参考〉新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する厚労省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)  
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する内閣府HP：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>